

平成23年度において

講じようとする中小企業施策

中小企業白書 2011

2011 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

目次 平成23年度において講じようとする中小企業施策

第1章 ● 中小企業を幅広く支援する	352
第1節 資金繰りの円滑化	352
第2節 財務基盤の強化	353
第3節 下請取引の適正化	353
第4節 事業再生・事業承継への対応	354
第5節 人材・雇用対策	355
第6節 経営安定対策	356
第2章 ● 意欲ある中小企業を伸ばす	357
第1節 海外展開の支援	357
第2節 起業・転業・新事業展開の支援	358
第3節 官公需対策	359
第4節 技術力の強化	360
第5節 経営課題への対応	361
第6節 商店街・中心市街地活性化対策	361
第3章 ● 業種別中小企業対策	362
第1節 中小農林水産関連企業対策	362
第2節 中小運輸業対策	363
第3節 中小建設・不動産業対策	363
第4節 生活衛生関係営業対策	364
第5節 サービス産業対策	364
第4章 ● その他の中小企業対策	365
第1節 環境・エネルギー対策	365
第2節 IT化の促進	365
第3節 知的財産対策	366
第4節 人権啓発の推進	367
第5節 調査・広報の推進	367

平成23年度において講じようとする中小企業施策

中小企業白書 2011 2011 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

第1章 中小企業を幅広く支援する

第1節 資金繰りの円滑化

我が国の中小企業を巡る資金繰りの状況は、資金繰りDI等の指標は2010年度当初から持ち直しの傾向にあり、東日本大震災が発生する直前には、リーマン・ショック前の水準まで改善するなど、マクロ統計上は改善しつつあった。しかし、震災が発生した2011年3月は、大幅に悪化していることから、引き続き、資金繰り支援に万全を期す。

具体的には、信用保証について、「借換保証」や条件変更を推進するほか、小規模企業向けの小口保証(100%保証)を継続するとともに、特に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象とする「セーフティネット保証5号」については、2011年度上半期の対象業種を48業種とする予定だったが、2011年東北地方太平洋沖地震による影響を踏まえ、同期の対象業種を原則全業種である82業種にして運用する。また、融資についても、借換えや条件変更の推進に加え、(株)日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という)による「セーフティネット貸付」等について継続して実施していく。

さらに、経済情勢の変化に対応して、中小企業の新たな資金ニーズを的確に捉えるとともに、個々の中小企業者の事業実態や信用リスク等を適切に判断し、保証・融資を推進する。

加えて、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」という)の期限が1年延長されたことも踏まえ、引き続き、金融庁と連携し、民間金融機関等における中小企業金融の円滑化を促す。

具体的施策

1. 信用補完制度の実施【2011年度予算：852.0億円】

条件変更や借換保証の推進、小規模企業向けの小口保証制度の実施、特に業況の悪化している中小企業者向けのセーフティネット保証の実施及び創業者向けの保証制度の実施により、中小企業者の資金繰り支援について万全を期す。(継続)(p.311参照)

2. セーフティネット金融の推進

社会的、経済的環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業者の資金繰り支援に万全を期すため、引き続き、セーフティネット貸付を実施する。特に、業況悪化等の理由により、金利が3%以上となってしまう者に対しては金利を減免する。(継続)(p.311参照)

3. 金融機関等による貸付条件の変更及びコンサルティング機能の発揮の促進等

中小企業金融円滑化法については、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律が、2011年3月31日に施行されたことを踏まえ、2011年度末まで継続する。ま

たこれに併せて、次のような運用面の改善を図る。

- ・金融機関が、貸付条件の変更等と併せて借り手に対する経営相談・指導、経営再建計画の策定支援といったコンサルティング機能の発揮の促進
- ・金融機関に義務付けられている開示・報告資料の大幅な簡素化（2011年5月末に東日本大震災の被災地域にある金融機関等向けに更なる弾力化を実施）

こうした取組により、東日本大震災の影響を受けている場合を含め、金融機関の中小企業者等に対する金融の円滑化を促進するとともに、検査・監督を通じて、金融機関が、貸付条件の変更等を行うに際し、借り手に対する経営相談・指導、経営再建計画の策定支援といったコンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営や返済能力の改善等につながる、という流れの定着を図る。（継続）（p.311参照）

4. 貸付条件の変更等の推進（継続）（p.311参照）

5. 流動資産担保融資保証制度の推進【2011年度予算：813.0億円の内数】（継続）（p.311参照）

6. 劣後ローン貸付の推進【2011年度予算：360.0億円】（継続）（p.311参照）

7. マル経融資制度【財政投融資】【2011年度予算：36.0億円】

2010年度に行った貸付限度額の引上げなどの拡充事項について、2011年度末まで延長する。（継続）（p.312参照）

8. 小規模企業設備資金導入制度（設備資金貸付・設備貸与）【財政投融資】（継続）（p.312参照）

9. 中小企業投資育成株式会社による投資（継続）（p.312参照）

10. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進（継続）（p.312参照）

11. 沖縄の中小企業対策【財政投融資】（継続）（p.312参照）

第2節 財務基盤の強化

中小企業の多様で活力のある成長発展を支援するため、経営基盤の強化等の観点から、きめ細やかな税制面の支援を引き続き行う。

また中小企業の財務基盤の強化や生産性の向上等を図るための措置等を2011年度税制改正大綱に盛り込んだ。

第3節 下請取引の適正化

親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業に不当なしわ寄せが生じることがないように適正な取引を推進するため、引き続き不公正な下請取引を取り締まるとともに、法律違反を未然に防止することで下請

中小企業を守っていく。

このため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）の厳格な法運用に努めていく。

また、新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対しての受発注情報の提供、商談会開催を通じた販路開拓支援等の事業を行い、下請中小企業の振興を図る。

具体的施策

1. 下請代金法の運用強化

下請代金法に基づく書面調査や立入検査を引き続き実施する。また、2011年度は経済産業省の下請代金検査官定員を84名から98名に増員し、同法の執行体制を強化する。（継続）（p.313参照）

2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【2011年度予算：6.0億円の内数】（継続） （p.314参照）

3. 下請中小企業の振興

①下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【2011年度予算：0.5億円】（継続）（p.314参照）

②下請事業者への配慮要請等【2011年度予算：6.0億円の内数】（継続）（p.315参照）

第4節 事業再生・事業承継への対応

中小企業の事業引継ぎの支援を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産業活力再生特別措置法」という）の一部を改正する法律案が第177回通常国会において成立し、2011年5月25日に公布された。具体的には、事業を引継ぐ中小企業者に対する金融支援や、行政庁の許認可承継の円滑化支援を実施するとともに、地域の中小企業支援機関において、事業の引継ぎに関する中小企業の相談に応じられるよう措置する。

また、中小企業の事業再生支援については、引き続き中小企業再生支援協議会を通じ、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業の事業再生に関する相談を受けて課題解決に向けたアドバイスを実施するとともに、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業に対して、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家とで編成される支援チームにより、財務面・事業面についての調査（デューデリジェンス）等を行い、再生計画策定と金融機関との調整を支援していく。また、産業活力再生特別措置法による中小企業承継事業再生計画の認定制度についても、引き続き事業再生支援策の1つとして推進する。

さらに地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という）に基づく支援（民法特例、金融支援、税制措置）及び事業承継制度の普及啓発等による中小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き実施していく。

なお、税制措置については、経営承継円滑化法に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行う。

具体的施策

1. 地域中小企業の事業引継ぎ円滑化支援

中小企業の事業引継ぎが円滑に行われ、地域経済の自立的発展と雇用の拡大に寄与することを目標とし

て、産業活力再生特別措置法を通じて47都道府県に設置されている産業活力再生特別措置法に基づく支援機関の業務に、現行の再生支援に加えて、事業の引継ぎに関する仲介支援業務を追加し、支援体制を強化する。あわせて、事業を引継ぐ意欲ある中小企業に対しては、金融支援や許認可承継の円滑化支援といった措置を講じる。(新規)

2. 中小企業再生支援協議会【2011年度予算：42.0億円】(継続)(p.315参照)
3. 中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)(継続)(p.315参照)
4. 中小企業再生ファンド(継続)(p.315参照)
5. 経営承継円滑化法による総合的支援(継続)(p.316参照)
6. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金】(継続)(p.316参照)
7. 事業承継融資【財政投融资】(継続)(p.316参照)
8. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)【税制】(継続)(p.316参照)

第5節 人材・雇用対策

中小企業におけるインターンシップや、インターネットを通じたマッチング支援、ジョブカフェにおける採用意欲のある中小企業の掘り起こしなどの採用意欲のある中小企業と若年者の雇用ミスマッチを解消するための取組や、中小企業における人材・中小企業の支援人材を育成するための研修事業等を引き続き実施する。

また、雇用保険の一般被雇用者数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加等の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険の一般被保険者1人当たり20万円を税額控除することができる税制措置を講じる。

その他、景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防や雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して、雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)を支給する。

具体的施策

1. 新卒者就職応援プロジェクト(継続)(p.317参照)
2. 中小企業魅力発信・採用力強化事業【2011年度予算：3.0億円】

大学生と中小企業の雇用ミスマッチを解消するため、産学協働教育を通じた大学生に対する中小企業の魅力発信、インターネットを通じたマッチング、合同就職説明会等を実施する。(新規)
3. ジョブカフェ事業(継続)(p.317参照)

4. 合同就職説明会（継続）（p.317参照）
5. 実践型研修事業（継続）（p.317参照）
6. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金】（継続）（p.317参照）
7. 労働者の雇用維持対策【2011年度予算：3,927.0億円】（継続）（p.318参照）
8. 中小企業の活力をいかした新たな雇用機会の創出支援【2011年度予算：32.9億円】

中小企業が新成長戦略における成長分野等のうち、人材面の支援が真に必要な分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）への創業・異業種進出に伴い労働者を雇い入れた場合のほか、これらの分野の事業を営む中小企業を構成員とする団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を引き続き支援する。（継続）（p.318参照）
9. 地域再生中小企業創業助成金【2011年度予算：16.7億円】（継続）（p.318参照）

10. 雇用促進税制【税制】

雇用保険の一般被雇用者数が5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加等の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険の一般被保険者1人当たり20万円を税額控除することができる税制措置を2011年度税制改正大綱に盛り込んだところである。（新規）

第6節 経営安定対策

今後も中小企業の経営環境が厳しいと予測される中、中小企業の経営の安定を図るため、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が運営する中小企業倒産防止共済制度と小規模企業共済制度の着実な運営と推進を行う。

また、経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、引き続き全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室による相談事業が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会を通じて支援するとともに、災害等の緊急時に事業の中断を最短にとどめ早期に事業復旧を図るため、中小企業BCPの普及やBCPに基づく防災施設整備に対する低利融資を実施する。

具体的施策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小機構交付金】

第174回通常国会において成立し、2010年4月21日に公布された中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成22年法律第25号）について、共済金の貸付限度額の引上げ、償還期間の上限の延長及び早期償還手当金の創設等の措置を施行し、セーフティネット機能の強化を図るとともに、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。（継続）（p.319参照）

2. 小規模企業共済制度【中小機構交付金】（継続）（p.319参照）
3. 経営安定特別相談事業【2011年度予算：24.3億円の内数】（継続）（p.319参照）
4. 中小企業BCP普及の促進（継続）（p.319参照）

第2章 意欲ある中小企業を伸ばす

第1節 海外展開の支援

国内の中小企業の発展のためには、成長著しいアジア等の市場を開拓し、需要を確保していくことが急務の課題である。また、経済のグローバル化に伴い、ビジネスの範囲が内外無差別に拡大する傾向にあり、中小企業においても、国際競争に対応していくために海外展開を図ることが重要である。2010年10月に立ち上げた「中小企業海外展開支援会議」の下、農林水産省、金融庁、財務省や関連機関と連携し、引き続き各地域できめ細かな支援を行うとともに、（独）日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）や中小機構など関係機関等による中小企業の海外展開支援を推進していく。

具体的施策

1. 中小企業海外展開支援会議（継続）（p.320参照）
2. 中小企業海外展開等支援事業（ジェトロ・中小機構への補助金）【2011年度予算：25.0億円】（継続）（p.320参照）
3. JAPAN ブランド育成支援事業【2011年度予算：5.8億円】（継続）（p.320参照）
4. 海外情報提供事業【2011年度予算：0.7億円】（継続）（p.321参照）
5. 海外展開資金【財政投融资】

最近の中小企業者の海外展開に関する資金需要の高まりを受け、2011年度には、貸付対象の拡大や貸付利率の見直し等を行う。（継続）（p.321参照）
6. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置（継続）（p.321参照）
7. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法が求める安全保障上懸念のある貨物の輸出や技術の提供についての管理の実効性向上のため、説明会、専門家派遣等を通じ、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。（新規）
8. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）（継続）（p.321参照）

9. BOP ビジネスの推進【2011年度予算：21.6億円の内数】（継続）（p.321参照）

10. その他の海外展開支援（継続）（p.322参照）

第2節 起業・転業・新事業展開の支援

起業・転業を促進するため、公的金融機関による融資・保証制度を一部拡充しつつ着実に実施するとともに、中小機構による民間の投資ファンドへの出資を着実にを行う。また、個人投資家から創業間もない企業への投資を促すエンジェル税制を引き続き活用する。

また、今後も新たなイノベーションを生み出し得る中小企業の新たな事業創出を図っていくため、農商工連携等の枠組みを活用して、中小企業による創意工夫を凝らした新商品・新サービスの開発等の取組を積極的に支援していく。

加えて、当該事業により生み出された魅力ある新商品等の販路開拓を支援するため、テスト販売を行うことによる商品の更なる品質向上を図るとともに、見本市への出展支援を積極的に実施するなど、引き続き、中小企業の販路開拓を支援していく。

具体的施策

1. 新創業融資制度【財政投融資】（継続）（p.322参照）

2. 創業者向け保証【2011年度予算：810.0億円の内数】（継続）（p.322参照）

3. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】（継続）（p.322参照）

4. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）（継続）（p.323参照）

5. エンジェル税制【税制】（継続）（p.323参照）

6. 新事業活動促進支援事業【2011年度予算：31.4億円】（継続）（p.323参照）

- ①新連携支援事業
- ②地域資源活用新事業展開支援事業
- ③農商工等連携促進対策支援事業

7. 経営革新支援事業（継続）（p.323参照）

8. 新事業創出支援事業【中小機構交付金】（継続）（p.324参照）

9. 地域力活用新事業創出支援事業【2011年度予算：24.3億円の内数】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業や、地域の様々な魅力をまとめて活用して一定期間に集中的に行う集客型の事業に対し、幅広い支援を行う。さらに地方において顕在

化している地域の課題について、生活者の視点から解決を図る事業（コミュニティビジネス）であり、商工団体が小規模企業、地元自治体等と一体となって取り組む事業に対して、地域経済の活性化及び雇用創出の観点から支援する。（新規）

10. 地域産品販路開拓機会提供支援事業【2011年度予算：1.0億円】（継続）（p.324参照）

11. 地域新成長産業創出促進事業【2011年度予算：13.0億円】

地域経済の活性化、競争力強化を図るため、地域が有する多様な強みや特長、潜在力を積極的に活用し、産学官等のネットワークを形成・活用することにより、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援する。（新規）

12. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金】（継続）（p.324参照）

13. 農商工連携等人材育成事業（継続）（p.324参照）

14. 販路開拓コーディネーター事業【中小機構交付金】（継続）（p.325参照）

15. 販路ナビゲーター創出支援事業【中小機構交付金】（継続）（p.325参照）

16. 地域の企業立地の促進【2011年度予算：16.8億円】

2011年度の予算措置としては成長産業における産業集積の形成及び活性化のための施設等整備、人材育成等の取組を支援する。（継続）（p.325参照）

17. 地域集客・交流産業活性化支援事業【2011年度予算：20.0億円の内数】

地域の特色ある産業やものづくり、中心市街地等の幅広い関係者の参画を得て、独自の差別化戦略を構築し、広域的かつ総合的に行われる地域集客・交流産業の活性化のための取組を支援する。また、今まで当該事業で実施された取組の先進事例を分析し、観光・集客向上方針を取りまとめる。（新規）

18. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【2011年度予算：9.4億円】（継続）（p.325参照）

第3節 官公需対策

官公需にかかる中小企業者の受注機会の増大を図るため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定めるとともに、施策の周知徹底を図る。

具体的施策

1. 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底【2011年度予算：6.0億円の内数】

官公需における中小企業者の受注機会の増大を図るため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定めるとともに、地方公共団体に対する要請、説明会の開催等を通じて施策の周知徹底を図る。（継続）

(p.328参照)

2. 中小企業の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【2011年度予算：6.0億円の内数】 (継続) (p.326参照)

第4節 技術力の強化

我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、中小企業の研究開発から試作までの取組を引き続き支援する。また、税制上の措置や、新たに講じる医療機器の研究開発・実用化への支援等により、中小企業の新たな研究・技術課題への挑戦を促進する。

具体的施策

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援 (継続) (p.326参照)

2. 戦略的基盤技術高度化支援事業【2011年度予算：150.0億円】

新成長戦略における戦略分野（グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等）との関係が明確で当該分野の推進に資する計画、また、新たな事業への展開の可能性が高いものを特に評価する。(継続) (p.326参照)

3. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資【財政投融资】(継続) (p.326参照)

4. 中小企業技術革新制度（SBIR 制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成などにより、引き続き国の研究開発予算の中小企業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業者等に周知し、利用促進を図るとともに、SBIR 段階的競争選抜技術革新支援事業による研究開発事業を着実に実施しつつ、特定補助金等への段階的競争選抜方式の導入拡大を図る。(継続) (p.326参照)

5. 地域イノベーション創出研究開発事業【2011年度予算：10.0億円】(継続) (p.327参照)

6. イノベーション実用化助成事業【NEDO 交付金】

(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の分野から早期実用化が必要な課題を提示し、革新的な解決方法等を公募するスキームを新設するとともに、企業に眠っている未利用技術の実用化を目指すカーブアウトベンチャー企業等に対する支援を強化する。なお、2011年度においては、「異分野異業種ナノテクチャレンジ」及び「福祉用具実用化開発推進事業」を統合する。(継続) (p.327参照)

7. 民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業【2011年度予算：5.0億円】（継続）（p.327参照）
8. 研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】（継続）（p.327参照）
9. 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業【2011年度予算：10.0億円】（継続）（p.328参照）

第5節 経営課題への対応

中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難である。そこで、幅広い支援機関から成るネットワークを経済産業局を中心に構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることで、中小企業の経営支援体制を強化する事業を、新たに実施する。

また、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合等に対する支援を引き続き行う。

具体的施策

1. 中小企業支援ネットワーク強化事業【2011年度予算：39.6億円】

幅広い支援機関から成るネットワーク（全国で約3,000機関目標）を経済産業局を中心に構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることで、中小企業の経営支援体制を強化する。具体的には、経済産業局が、中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する専門家を巡回対応相談員として選定。巡回対応相談員が、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度・専門的な相談に直接対応する。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る。（新規）

2. 中小企業連携組織のための支援【2011年度予算：6.7億円】（継続）（p.328参照）

3. 経営支援と一体となった高度化事業による設備投資の支援

総合特別区域法の認定を受けた市町村と中小機構から中小企業等への協調融資も可能とする（これまで、都道府県と中小機構の協調融資のみ可能）。（継続）（p.328参照）

第6節 商店街・中心市街地活性化対策

小売業を巡る事業環境が厳しさを増している中、少子高齢化が進み地域コミュニティの機能低下も懸念されており、地域住民からは、商店街が地域に根ざした存在として、地域コミュニティを維持・発展させる役割を担うことへの期待が高まっている。こうした状況を踏まえ、地域商店街活性化法を柱に、「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより活性化を図ろうとする商店街の意欲ある取組を、各種の支援策により引き続き積極的に支援を行う。

また、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に基づき「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」に一体的に取り組む地域において、民間事業者、商店街等が地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業に対して引き続き支援を行う。

具体的施策

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援（継続）（p.329参照）
2. 中小商業活力向上事業【2011年度予算：20.0億円】
商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会課題に対応した集客力向上又は売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図る。（新規）
3. 全国商店街支援センターによる人材育成等（継続）（p.329参照）
4. 商店街振興組合の活動支援事業【2011年度予算：2.0億円】（継続）（p.329参照）
5. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業【2011年度予算：28.8億円】（継続）（p.330参照）
6. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金】（継続）（p.330参照）
7. 商業活性化及び中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金】（継続）（p.330参照）
8. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金】（継続）（p.330参照）
9. 土地譲渡所得の特別控除【税制】（継続）（p.330参照）

第3章 業種別中小企業対策

第1節 中小農林水産関連企業対策

具体的施策

1. 6次産業化の推進
 - (1) 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（農林漁業者の加工・販売への取組促進）のうち6次産業総合推進事業【2011年度予算：15.7億円の内数】
農商工連携を含めた6次産業化の取組を推進するため、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓等の取組の支援を行う。（新規）
 - (2) 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（農林漁業者の加工・販売への取組促進）のうち6次産業化推進整備事業【2011年度予算：15.5億円の内数】
農商工連携を含めた6次産業化の取組を推進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売等に取り組む場合に必要な食品の加工施設、農林漁業用機械等の整備の支援を行う。（継続）（p.331参照）
2. 中小農林水産事業者向け支援
 - (1) 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業【2011年度予算：2.0億円】（継続）（p.330参照）

- (2) 森林・林業・木材産業づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【交付金】(継続)(p.331参照)
- (3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金(継続)(p.332参照)
- (4) 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業【2011年度予算：0.9億円】(継続)(p.331参照)
- (5) 産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【2011年度予算：107.0億円の内数】(継続)(p.332参照)

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 競争的資金等により、以下の事業を実施する。

- ①イノベーション創出基礎的研究推進事業【2011年度予算：55.7億円】(継続)(p.331参照)
- ②新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業【2011年度予算：51.5億円】(継続)(p.331参照)
- ③民間実用化研究促進事業【2011年度予算：3.0億円】(継続)(p.331参照)

(2) 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業【2011年度予算：2.8億円】(継続)(p.331参照)

食品産業における HACCP 手法の導入及び一般的衛生管理の徹底による食品の品質管理の向上やコンプライアンスの徹底、ガイドラインに基づく自主的な原料原産地表示の普及等を通じた消費者の信頼を確保し、国内市場の活性化を図るための取組を支援する。

- (3) 新事業創出人材育成事業【2011年度予算：0.8億円】(継続)(p.331参照)
- (4) 日本公庫による各種融資【財政投融资】(継続)(p.331参照)

第2節 中小運輸業対策

具体的施策

1. 倉庫業への支援(継続)(p.332参照)

2. 自動車分解整備事業の支援

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行う(新規貸付は2010年度末で終了)。(継続)(p.332参照)

3. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 海上交通の低炭素化等総合事業(拡充)【2011年度予算：5.5億円】

モーダルシフトの主要な担い手であるフェリー・内航海運の低炭素化等を行うことにより、競争力の確保・活性化を図る。(継続)(p.332参照)

(2) 内航海運暫定措置事業(継続)(p.332参照)

(3) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進

2011年度においては、284億円規模(建造船価の約8割相当)の共有建造を目指す。(継続)(p.332参照)

4. 中小造船業・船用工業対策(継続)(p.333参照)

第3節 中小建設・不動産業対策

具体的施策

1. 成長戦略の担い手たる建設産業の育成と事業転換の促進【2011年度予算：2.2億円】(新規)

(1) 新事業展開、転廃業、再編等を図ろうとする建設企業に対する、各分野の専門家の派遣等のきめ細やかな支援を行う。また、大手建設企業・異分野企業等の優れたノウハウ・技術を集約し、これを希望する中小・中堅建設企業等に対して紹介するノウハウ・技術移転拠点を設置し、ライセンス市場の拡大と意欲ある中小・中堅建設企業の新しい事業分野の開拓を支援する。加えて、建設技能労働者の成長分野に対応した技能習得の支援等を実施する。

(2) 建設企業の連携によるフロンティア事業（継続）（p.333参照）

2. 建設業における金融支援（継続）（p.333参照）

3. 建設業の海外展開支援（継続）（p.334参照）

4. 中小不動産業者に対する金融措置（継続）（p.334参照）

5. 中小住宅生産者の活性化・技術力向上（継続）（p.334参照）

(1) 中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対して支援を行う。【2011年度予算：90億円の内数】

(2) 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に対する支援を行う。【2011年度予算：7.7億円】

6. 不動産流通市場の整備【2011年度予算：0.1億円】（継続）（p.334参照）

第4節 生活衛生関係営業対策

具体的施策

1. 生活衛生関係営業対策【2011年度予算：3.8億円】

2011年度においては、新たに、新型インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の推進や生活衛生関係営業の振興を図る健康・福祉対策推進事業等を実施する。（継続）（p.334参照）

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【財政投融資】【2011年度予算：15.3億円】（継続）（p.335参照）

第5節 サービス産業対策

具体的施策

1. 中小サービス事業者による生産性向上の普及・啓発

他の先進国と比較して低いといわれているサービス産業の生産性を向上すべく、これまで蓄積した成果を基に開発した、中小サービス事業者が活用できるツールの紹介など、中小企業支援機関等と連携し、生産性向上の取組の普及・啓発を行い、サービス産業のイノベーションを具体化する。（継続）（p.335参照）

第4章 その他の中小企業対策

第1節 環境・エネルギー対策

東日本大震災を受けて、エネルギー政策の在り方については今後総合的に検討されることとされているが、2011年度においても、中小企業における省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の導入支援や公害防止対策支援等、中小企業における環境・エネルギー対策に引き続き取り組む。

具体的施策

1. 国内クレジット制度【2011年度予算：54.1億円】

国内クレジット制度を利用する中小企業等の負担軽減のために、手続面等を支援する事業を引き続き行う。また、同制度を活用した中小企業等の低炭素型投資と着実な排出削減を後押しするため、2010年度に行った低炭素型設備の導入によるCO2排出削減見込量に応じた助成を、CO2排出削減実績に応じた助成に組み替えて支援を行う。(継続) (p.336参照)

2. カーボンフットプリント制度構築事業【2011年度予算：4.9億円】(継続) (p.336参照)

3. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)【財政投融资】(継続) (p.336参照)

4. 公害防止税制【税制】(継続) (p.336参照)

5. エネルギー使用合理化事業者支援事業【2011年度予算：445.5億円】

2011年度においては、省エネ投資の一層の促進のため、補助上限額を増加するとともに、中小企業・エネルギー集約型企業を重点的に支援するなどの制度変更を行う。更に、先の震災による深刻な電力需給状況を踏まえ、節電に資する省エネ設備の導入案件を先行採択するなどの措置を行う。(継続) (p.336参照)

6. 省エネルギー対策導入促進事業【2011年度予算：8.9億円】(継続) (p.336参照)

7. 環境関連投資促進税制【税制】

エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指し、企業に幅広く利用される省エネ効果・CO2削減効果の高い設備の取得に対して、環境関連投資促進税制の創設を2011年度税制改正大綱に盛り込んだところである。中小企業者は30%の特別償却又は7%の税額控除の選択が可能となる(従来の省エネ・新エネ設備投資促進税制であった「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」は廃止)。(新規)

第2節 IT化の促進

中小企業が競争力を強化するためには、企業経営においてITを利活用することが必要不可欠であるため、引き続き中小企業のIT利活用を促進するための環境整備を行い、生産性向上や経営の高度化を実現する。

具体的には、クラウドコンピューティングの利用促進に向けた環境整備、中小企業が実践する IT 経営のベストプラクティス収集・普及事業、政府系金融機関の情報化投資融資制度等を講じる。

具体的施策

1. 中小企業の IT 経営促進【2011年度予算：4.3億円の内数】

IT による地域経済の活性化を目的に、企業規模や業種、地域性等多様な環境にある地域の中小企業等が実践する IT 経営（IT を活用した企業経営、新商品・新サービスの開発、企業間連携によるイノベーション創出）を持続的に推進するため、成功事例を収集し、中小企業 IT 経営力大賞の実施やポータルサイトを通じた積極的な普及などの支援を行う。（新規）

2. 次世代高信頼・省エネ型 IT 基盤技術開発・実証事業【2011年度予算：15.8億円の内数】

クラウドコンピューティングの進展により、従来の下請受託開発から新事業展開を画策する中小 IT ベンダがクラウドビジネスに対応できるよう支援を行う。あわせて、中小企業 IT ユーザにとって、クラウドを通じて IT 利活用を促進されるような地域コミュニティにおいて、中小 IT ベンダと協業し、自走するビジネスモデルの構築、普及、実践を行う。（新規）

3. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT 活用促進資金）（継続）（p.337参照）

第3節 知的財産対策

中小企業は、大企業と比べ、自らの知的財産を効果的に保護し活用していくための十分な知識や人材、資金を持つことが困難である。このため、知的財産に係る情報提供、知的財産保護のための専門人材の活用など、研究開発から事業展開、海外展開までを一貫して支援する体制整備が重要な課題となっている。これに対応するべく、知的財産に関するワンストップの相談対応や人材派遣等の事業を実施する。また、特許法等の一部を改正する法律案が第177回通常国会において成立。これにより、中小企業等に対する特許料減免期間を3年から10年に延長するなどの特許料負担の軽減を図る。

具体的施策

1. 中小企業の知財に関するワンストップ・サービスの提供【2011年度予算：18.5億円】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップ・サービスを提供するため「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口には支援担当者を配置する。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し共同で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。（新規）

2. 特許出願技術動向調査【2011年度予算：5.8億円】

研究開発戦略や知的財産戦略構築を支援するために、日本が推進すべきと定められていた8分野を中心に選定した技術テーマについて、特許出願動向等の調査結果を特許庁ホームページ等を通じて情報発信を行う。（継続）（p.338参照）

3. 地域中小企業外国出願支援事業（外国出願費用負担の軽減）【2011年度予算：0.8億円】

中小・ベンチャー企業の海外展開を促進するため、戦略的に特許等の外国出願をしようとしている中小・ベンチャー企業を支援する事業を都道府県等中小企業支援センターを通じて実施する。(継続) (p.338参照)

4. 知的財産権制度、産業財産権制度に関する普及【2011年度予算：1.1億円】 (継続) (p.338参照)**5. 中小企業知的財産権保護対策事業【2011年度予算：0.3億円】** (継続) (p.339参照)**6. 特許戦略ポータルサイト【2011年度予算：0.1億円】** (継続) (p.339参照)**7. 中小企業向けの特許料等の軽減** (継続) (p.339参照)**8. 審査請求料の納付繰延べ** (継続) (p.339参照)**9. 早期審査・早期審理制度** (継続) (p.339参照)**10. 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業【INPIT 交付金】**

(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) において、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家 (海外知的財産プロデューサー) による海外での事業内容や海外展開国の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、中小企業等の海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援する。(新規)

第4節 人権啓発の推進**具体的施策**

人権啓発【2011年度予算：1.9億円】 (継続) (p.341参照)

第5節 調査・広報の推進**具体的施策****1. 施策の広報**

(1) 冊子類の発行 (継続) (p.340参照)

(2) チラシの発行 (継続) (p.340参照)

(3) 「一日中小企業庁」の開催

地域中小企業者の方々に対して、最新施策の説明や意見交換等を行う。2011年度は、岐阜県、青森県にて開催する予定。(継続) (p.340参照)

(4) インターネットを活用した広報 (継続) (p.340参照)

(5) J-NET21 (中小企業ビジネス支援ポータルサイト) (継続) (p.341参照)

-
-
2. 中小企業白書の作成等（継続）（p.341参照）
 3. 中小企業実態基本調査（継続）（p.341参照）
 4. 中小企業景況調査の公表（継続）（p.341参照）